

## 【風水害対策編】

### 第4章 災害復旧計画



## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

被災地の復旧・復興は、村が主体的に取り組むとともに、住民の意向を尊重し、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりをめざす。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、県、その他関係機関の支援を要請する。

### <主な活動>

- 1 原状復旧又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ国、県等の支援を求める。

### 第1 復旧・復興の基本方針の決定

村は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(1) 村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

(2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うものとする。

(3) 住民は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

### 第2 支援体制

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員  
の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な現状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

村は、県及び関係機関と協力し、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

### <主な活動>

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

### 第1 被災施設の復旧等

村は、県及び関係機関と連携し、民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。

そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限り、地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。  
補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。  
緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (8) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 第2 災害廃棄物の処理

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(1) 村は、災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

ア 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

ウ 災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。

(2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

## 第3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。そのため、村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

(1) 村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、村は長野県市町村災害時相互応援協定及び他市町村との応援協定に基づき、他の自治体に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

(2) 被災市町村から要請を受けた場合、村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### <主な活動>

- 1 複数の関係機関による高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

### 第1 復興計画の作成

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮するものとする。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、再構築に十分に配慮する。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

### 第2 防災まちづくり

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサ

- スを得るように努める。
- (2) 防災まちづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とするものとする。
- ア 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
  - イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
  - ウ 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
  - エ 耐震性貯水槽の設置等
- (3) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
  - イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
  - ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、住環境整備事業等の適切な推進により、その解消に努める。
  - エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
  - オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。
  - カ 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (4) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (5) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

### 第3 特定大規模災害からの復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

- (1) 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき各種事業等を実施することにより、

特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

## 第4節 資金計画

災害復旧事業に係る資金の需要を速やかに把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

### <主な取組み>

- 1 国・県の財政支援が得られるよう、積極的に対応する。
- 2 地方債の発行、地方交付税の繰上げ交付等、あらゆる制度を活用し資金調達に努める。

### 第1 村の資金計画

村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- (1) 地方債  
歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債
- (2) 地方交付税  
普通交付税の繰上交付、特別交付税
- (3) 一時借入金  
災害応急融資

### 第2 県の資金計画

- (1) 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うにあたって必要な資金を迅速に調査し、掌握する措置をとる。
- (2) 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (3) 地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保する。

### 第3 県、市町村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行うものとする。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

### <主な活動>

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、支援を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

#### (1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市町村営住宅の再建

既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。

(5) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 第2 被災者生活再建支援法による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

- (1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告する。
- (3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
- (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

## 第3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を行う。

## 第4 被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

## 第5 生活保護

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

## 第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

## 第4章 災害復旧計画

### 第5節 被災者等の生活再建等の支援

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

#### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

#### (2) 災害援護資金の貸付

村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものとする。

## 第7 被災者に対する金融上の措置

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導する。

(1) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

(2) 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

(3) やむを得ない事情と認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

(4) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

(5) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

## 第8 租税等の徴収猶予及び減免

災害による被災者の納付すべき租税等の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(1) 村は、地方税法又は白馬村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(2) 村は、各種条例に基づき減免等を行う。

## 第9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重

大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。

#### 第10 罹災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

村は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

#### 第11 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### 第12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

- (1) 村長は必要に応じて村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

## 第6節 被災中小企業等への支援

被災中小企業等の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

### <主な取組み>

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

### 第1 被災農林業者に対する支援

災害時における融資等は、災害の規模、被害の程度等によって異なるが、これら制度の利用指導により事業の早期復旧を図る。

#### 1 天災資金

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の災害によって損失を受けた農林業者等に対して次の資金の融通をする。

- (1) 被災農林業者に対し農林業の経営に必要な資金
- (2) 被災農林業組合に対し事業運営資金

#### 2 (株)日本政策金融公庫資金

(株)日本政策金融公庫法に基づき被災農林業者及びその組織する団体に対し、次にいう農林業資金の融通をする。

- (1) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- (2) 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- (3) 復旧造林、林業樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- (4) 被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- (5) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

#### 3 農業災害復旧資金

長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱に基づき知事が指定した天災等による農作物等に著しい被害を受けた農業者に対し、農業の災害復旧上必要な資金の融資を行う。

#### 4 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を補償するための農業災害補償法に基づく農業共済制度を実施しており、被害の補償業務の迅速適正化、共済金の早期支払により農業経営の安定を図る。

### 第2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業者の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通について、関係機関相

互で緊密な連携をとり、被害の状況に応じて、貸付手続の簡易・迅速化及び貸付条件の緩和措置を講ずる。

**1 政府系中小企業金融機関の実施する制度**

- (1) ㈱日本政策金融公庫資金
- (2) ㈱商工組合中央金庫資金

**2 県が行う中小企業金融制度**

次にあげる各種制度金融の効果的な運用を図る。

- (1) 中小企業振興資金（融資）

**3 村が行う中小企業振興資金融資制度（観光課）**

白馬村中小企業振興資金あつ旋に関する条例に基づく各種制度金融の効果的な運用を図る。

- (1) 白馬村商工振興資金融資制度
  - ア 白馬村商工活性化基金
  - イ 白馬村商工活性化季節資金